

(案)

平成28年 3月15日
がん対策部会 資料

札幌市におけるがん対策のあり方に関する提言書

平成28年 月

札幌市健康づくり推進協議会 がん対策部会

はじめに

がんは昭和 56 年から札幌市民の死因の第 1 位であり、およそ 3 人に 1 人ががんにより亡くなっています。また、国の推計によると、生涯のうちに 2 人に 1 人ががんにかかるとされており、依然としてがんは市民の生命と健康にとって重大な問題です。

札幌市はこれまで、がん対策として札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ 2 1（第二次）」に基づき、がん検診受診率向上に向けた普及啓発とがん検診を受けやすい環境整備を支援してきました。しかし、今後想定される札幌市の高齢化の進展、それに伴うがん罹患者の増加に対応するためには、がん患者やその家族等への支援も含めた対策が求められています。

一方、国においてはがん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号。以下「基本法」という。）及び基本法に基づくがん対策推進基本計画を策定し、がん医療はもとより、がん予防及びがん患者等の支援も含めた総合的ながん対策を実施しています。

また、北海道においても、基本法に基づく「北海道がん対策推進計画」を策定し、その中で、がん予防やがん患者等への支援を掲げ、実施主体としての市町村の役割を示しているところです。

これらを受け、札幌市においても、がんの予防・早期発見、がん医療、緩和・心のケアの充実などを図るため、総合的ながん対策プランを策定しようとしているところです。

本提言は、有識者・専門家・市民の代表者等で構成する札幌市健康づくり推進協議会がん対策部会において計 4 回にわたり様々な観点から議論を重ね、札幌市におけるがん対策の全体目標・分野別施策・計画策定に当たっての留意点など、今後、札幌市が策定する計画の中に盛り込むべき主な事項を取りまとめたものです。

札幌市においては、今後、本提言に基づき、具体的な検討を進め、提言内容を可能な限り反映した総合的な計画を早期に策定することを望みます。

平成 28 年 月

札幌市健康づくり推進協議会がん対策部会
部会長 玉腰 暁子

1 札幌市におけるがん対策の全体目標

(1) がんによる死亡者の減少

がんは昭和 56 年から札幌市民の死因の第 1 位であり、およそ 3 人に 1 人ががんにより亡くなるなど、市民の生命と健康にとって重大な問題です。

札幌市では「健康さっぽろ 2 1（第二次）」（※ 1）の指標として「75 歳未満のがん年齢調整死亡率」（※ 2）を掲げ、国のがん対策推進基本計画（※ 3）の目標と同様の考え方のもと、平成 23 年からの 10 年間で 20% の減少（年間 2%）を目標としていますが、平成 23 年から平成 25 年の年間減少率は約 1.5% であり、減少率は基準に達していない状況となっております。

札幌市においては、総合的ながん対策に取り組むことにより、がんによる死亡者数の減少を目標として掲げることを求めます。

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

がん患者の多くは、がん性疼痛や治療に伴う副作用・合併症の身体的苦痛だけでなく、がんと診断された時から不安や抑うつ等の精神心理的苦痛を抱え、その家族もがん患者と同様に様々な苦痛を抱えています。

さらに、がん患者とその家族は、療養生活の中で、こうした苦痛に加えて、安心・納得できるがん医療や支援を受けられないこともあるなど、様々な困難に直面しています。

このため、がんと診断された時から苦痛を軽減させることができるよう、がん患者のみならず、その家族も含めた緩和ケアの実施と、がん医療、その他の支援を更に充実させていくことを目標として掲げることを求めます。

(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

抗がん剤治療や放射線治療の外来治療の発展により、がん患者が治療をしながら社会生活を営むことが増加している現在において、がん患者とその家族は、社会とのつながりを失うことに対する不安や、仕事と治療の両立が難しいことなどによる社会的苦痛も抱えています。

これまで、国のがん対策推進基本計画に基づき、がんの予防・早期発見等に取り組んできましたが、がん患者とその家族の不安や社会的苦痛を和らげるため、新たにがん患者とその家族を社会全体で支える取組を実施することにより、がんになっても安心して暮らせる社会の構築を目標として掲げることを求めます。

2 札幌市におけるがん対策の分野別施策

この提言では、「全体目標」を達成するための施策として、国の計画に定める「がんの予防」などの分野別施策を基に、基本的に国や道が実施すべきものを除き「がん予防」「早期発見・早期治療」「がん患者及びその家族等への支援」及び「がんに関する正しい知識の普及啓発」、「がん教育」の 5 つの分野について取り組むことを求めます。

※注 1 【健康さっぽろ 2 1（第二次）】

札幌市民の健康づくりの指針となる計画

現在平成 16～34 年度の二次計画を推進

※注 2 【年齢調整死亡率】

年齢構成の異なる地域間でも死亡状況の比較ができるように、年齢構成を調整し、地域比較や年次比較を可能にした死亡率

※注 3 【がん対策推進基本計画】

がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

がん対策の基本的方向について定めた計画

国が定め、現在 2 期目（平成 24～28 年度）

(1) がん予防

ア 感染に起因するがんへの対策

○ 肝炎ウイルス

日本では、肝細胞がんの約 60%が C 型肝炎ウイルス (HCV) の持続感染、約 15% が B 型肝炎ウイルス (HBV) の持続感染に起因すると試算されています。

国においては、B 型肝炎ワクチンの定期接種 (※4) 化や肝炎ウイルス感染者が慢性肝炎や肝硬変、肝がんとなるリスクを減らすための治療法についての研究が進んでおり、適切な予防・治療を実施することで、肝炎ウイルスの感染・肝がんの発症を抑える長期的な効果が期待されています。

札幌市では、肝炎ウイルス検査を実施しており、その受診率は 20 政令指定都市中最も高い状況です。また、肝炎ウイルス検査陽性者のうち、事前に同意を得ていた方々を対象として、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を実施し、精密検査の受診勧奨や北海道が実施する医療給付事業の普及啓発を行うなど、適切な治療を促す取組を実施しています。

今後も肝がん予防のため、継続実施を求めるとともに、B 型肝炎ウイルスワクチンについても、国の動向を注視しながら適切に対応することを求めます。

○ ヘリコバクター・ピロリ菌

胃がんの発生原因の多くはヘリコバクター・ピロリ菌の持続感染と言われております。国のがん対策推進基本計画では、ヘリコバクター・ピロリ菌の除菌の有用性については、内外の知見をもとに検討することとしておりました。

この度、国は、平成 28 年 2 月に改正した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「指針」という。)において、これまで言及のなかったヘリコバクター・ピロリ菌の除菌は、胃がんの一次予防において重要な役割を担うと明記し、その有用性を認めています。

札幌市ではこれまで、ヘリコバクター・ピロリ菌と胃がんの関係について、セミナーの開催など普及啓発を実施してきました。

今後は、ヘリコバクター・ピロリ菌の除菌を促進する体制を整備することを求めます。

○ HPV (ヒトパピローマウイルス)

子宮頸がんの発生の中には HPV の感染が関連しています。

HPV 感染を予防できるワクチンが公費負担により使用可能となっていますが、現在国は、副作用の問題により積極的な勧奨は控えている状況にあります。

また、海外で一定程度有用性が認められている HPV 検査については、国において平成 25 年度に、HPV 検査を導入する場合の課題及び適切な実施方法を検証するための事業を実施しております。

札幌市においては、HPV 感染と子宮頸がんに関する正しい知識の普及啓発や、HPV 検査を実施している医療機関・検診機関等の周知に努めるとともに、今後とも国の動向に注目しつつ、適切に対応することを求めます。

※注 4 【定期接種】

予防接種法によって対象となる病気や年齢などが定められ、市町村が実施する予防接種。公費で助成され、無料または低負担で接種できる。

○ HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス-1型）

HTLV-1は成人T細胞白血病の原因となるウイルスであり、成人T細胞白血病を予防するためには、HTLV-1の母子感染を防ぐことが重要です。

国においては、平成22年度にHTLV-1総合対策を取りまとめ、地方公共団体が実施する妊婦健診を通じた母子感染予防対策や相談体制の整備を進めています。

札幌市では平成22年度より、妊婦一般健康診査の項目としてHTLV-1検査を導入するなど母子感染防止に取り組んでいます。

今後も、HTLV-1検査など母子感染防止の継続実施を求めます。

イ たばこ対策

受動喫煙を含む喫煙は、肺がんを始めとする種々のがんの原因となっていることが、科学的根拠を持って示されています。

喫煙率は全国的に減少傾向にあります。近年下げ止まりの傾向にあります。

平成25年度の国民生活基礎調査（※5）によると、札幌市民の喫煙率は約25%と政令指定都市中最も高く、肺がんによる死亡率についても全国と比較して高い状況にあることから、喫煙が与える健康への悪影響に関する意識向上のための普及啓発をはじめ、禁煙希望者に向けた禁煙支援や、未成年者の喫煙対策を実施することにより、札幌市民の喫煙率低下に向け注力することを求めます。

また、受動喫煙の防止に向けては「健康さっぽろ21（第二次）」に基づき、受動喫煙防止対策施設の登録・周知などの取組を実施しているところですが、職場や家庭での受動喫煙防止など、今後更なる取組の強化を求めます。

なお、受動喫煙対策については、がん予防の観点からは、完全な防止ができない分煙ではなく、全面禁煙が求められますが、これまでの取組との整合性を図りつつ、受動喫煙防止の必要性を市民が理解するための普及啓発等により、まずは、札幌市民全体の機運を高めていく必要があります。

ウ 生活習慣の改善

国では、「禁煙」のほか、「飲酒」「食生活（野菜・果物・塩分）」「運動」「適正体重の維持」の5つの生活習慣に気を付けて生活することで、がんになるリスクはほぼ半減すると推計しています。

札幌市ではこれら5つの健康習慣の実施について「健康さっぽろ21（第二次）」に基づき、普及啓発などの取組を実施していますが、特に札幌市の課題となっている若い世代からの運動習慣の獲得を含め、継続して粘り強く実施することを求めます。

※注5【国民生活基礎調査】

国の厚生行政の運営に必要な基礎的資料を得ることを目的とし、国民の健康、医療などを中心とする国民生活の基礎的問題を調査

(2) 早期発見・早期治療

ア がん検診受診率の向上

札幌市民のがんによる死亡者を減少させるためには、多くの市民が、がん検診を受診しがんを早期に発見することにより、早期治療につなげる必要があります。

札幌市では「健康さっぽろ21（第二次）」において、がん検診の受診率を50%とすることを目標としていますが、平成25年度国民生活基礎調査による札幌市民のがん検診受診率は40%前後と目標に達していない状況です。

札幌市はこれまで、企業等と連携したがん検診の普及啓発や受診促進のための集中月間の設定など、様々ながん検診受診率向上に向けた普及啓発を実施してきました。

今後は、これまでの普及啓発や受診促進に加え、職域によるがん検診の実態把握やそれに基づく受診促進に取り組むことを求めます。

イ 効果的ながん検診の実施

がんによる死亡者を減少させるためには、がん検診受診率の向上のみではなく、実施するがん検診が科学的根拠に基づく効果的な項目であることのほか、がん検診の精度が確保されていることが必要です。

がん検診の精度を確保するためには、がん検診に使用する診断機器や医師・検査技師の技術などが、国が示す基準を満たしていることが求められ、その基準を満たしているかを確認するために、がん発見率や精密検査受診率等、国が示すプロセス指標とその目標に基づき、事業評価を実施する必要があります。

札幌市はこれまで、国の指針で示されている科学的根拠に基づくがん検診を実施するとともに、精密検査受診率の向上を目的として、札幌市が実施するがん検診受診者のうち要精密検査となった方に対する受診勧奨等の取組を行っています。

今後は、これまでの取組を継続するとともに、がん検診の事業評価に基づき、がん検診実施機関に国が示す基準を満たすよう働きかけることを求めます。

また、職域等で実施されるがん検診についても、科学的根拠に基づいた効果的ながん検診の実施や精度管理の必要性について普及啓発していくことを求めます。

なお、高齢化の進展により、今後罹患者の増加が見込まれる前立腺がんの対策において、早期発見を目的としたPSA検査の導入については、任意型検診（※6）として、検診受診による利益と不利益について十分な情報提供と啓発を行う必要があります。

(3) がん患者及びその家族等への支援

ア 相談支援体制の充実

医療技術の進歩や情報端末の多様化に伴い多くの情報があふれる中、がん患者及びその家族等が、より正確な情報に基づいて、医療機関や治療を選択できるよう、国や北海道において、がん診療連携拠点病院（※7）及びその相談支援センターを設置しています。

※注6【任意型検診】
医療機関などが任意で提供する医療サービスで、基本的には 5
全額自己負担。様々な検診方法があり、有効性の確立してい
ない検査方法も含まれる。

※注7【がん診療連携拠点病院】
全国どこに住んでいても「質の高いがん医療」が受けられる
よう、都道府県の推薦を基に国が指定した病院

また、札幌市においては、患者及びその家族等の精神的苦痛の緩和に向けて、がん患者支援団体等による患者サロンの開催やがん経験者によるピア・サポート（※8）の取組が広がりつつあります。

がん経験者によるピア・サポートについては、がん患者一人ひとりの状況に合わせたニーズがあることから、単にがん患者が集まる場を作るだけでは不十分であり、相談対応できる人材の育成や運営ノウハウが必要です。

今後、札幌市においては、国及び北海道にて設置している相談支援センターの周知を図るとともに、がん患者団体等への支援を行い、がん相談支援体制の充実を促進するほか、国や北海道にて作成している、がん患者及びその家族等に向けたガイドブックの活用などにより、がん患者及びその家族が必要な支援を受けられるよう取り組むことを求めます。

イ 働く世代のがん患者への支援

国の推計によると、毎年20歳から64歳までの約22万人ががん罹患している一方で、がん医療の進歩とともに、がん患者・経験者の中にも、治療を終えてから長期にわたり社会で活躍している方も多くなっています。

しかしながら、国の研究によると、がん罹患した勤労者の30%が依願退職し、4%が解雇されたと報告されており、就労可能ながん患者も、継続就労、復職、転職、新規就労することが困難な場合があると想定されています。

がん患者の就労継続や復職の体制については、札幌市が平成27年度に実施した事業所向けアンケート調査（※9）によると、およそ7割の事業所において、がんの治療と就労が両立できる職場づくりが必要と考えているものの未検討となっていました。

がん患者の転職、新規就労については、母子家庭の母親や障がい者の雇用とは異なり、企業へのインセンティブ制度が無いことや、がん患者が自身の就労可能な時間・業務量等に不安を持つことが多いことから、がん患者自身の状況に合わせた就労先を見つけるのが困難な状況にあります。

今後、札幌市では、関係機関と連携しながら、働く世代のがん患者が自身の状況に合わせた働き方を選択できるよう、治療をしながらの継続就労、復職ができる環境づくりの支援を行うとともに、離職後の再就労等についても、既存の相談支援体制を活用しつつ、がん患者を雇用する企業を増加させる取組を求めます。

ウ 質の高いがん医療体制等の推進によるがん患者への支援

国のがん対策推進基本計画では、がん医療の取組として、がん患者及びその家族等が、医師による十分な説明のもと、インフォームド・コンセント（※10）が行われる体制を整備することや、がんと診断された時から様々な苦痛に対する緩和ケアを組み入れた診療体制の整備、在宅医療・介護サービス提供体制を構築することなどを掲げています。

※注8【ピア・サポート】

同じような境遇やよく似た体験を持つ者同士が助け合うこと

※注9【事業所向けアンケート調査】

札幌市が平成27年度に実施したがん対策における事業所向けの意識調査

※注10【インフォームド・コンセント】

医療行為を受ける前に、医師及び看護師からわかりやすく十分な説明を受け、患者が納得した上でその医療行為に同意すること

札幌市では、在宅医療における環境整備の推進については、医療従事者に向けた研修等の普及啓発に取り組んでいるほか、がん診療連携拠点病院である市立札幌病院において、国や北海道の計画に基づいたがん医療をがん患者及びその家族等に提供しているところです。

今後は、これまでの取組を継続するとともに、がんにより療養が必要なときに、がん患者が自ら療養方法を選択できるよう在宅医療について、市民向けの普及啓発にも取り組むことを求めます。

(4) がんに関する正しい知識の普及啓発

札幌市ではこれまで、企業との連携など幅広いチャネルを活用した普及啓発を実施してきましたが、平成 27 年度市民向けアンケート調査（※11）によると、例えば「がんは早期に発見・治療した場合約 9 割が治る」といった項目の認知度が低いなど、がんに関する正しい知識が十分に普及していないことが判明しました。

今後は、多くの市民ががんに関する正しい知識を身につけることができるよう、より市民に訴えかける啓発内容を検討することやがん経験者の協力を得るなど、普及啓発の方法について更なる改善を行うことを求めます。

また、職域を対象とした正しい知識の普及啓発も重要であることから、特に事業主や健康管理担当者に対し、産業医等の協力を得るなどして、正しい知識を普及啓発することを求めます。

(5) がん教育

生涯のうち、2人に1人がかかるとされるがんは、健康に関する重要な課題であり、国民の基礎的教養として身につけておくべきものとなりつつあることから、国において、学校におけるがん教育のあり方についての検討がなされているところです。

これまで、学校におけるがん教育は、学習指導要領に基づき、小学校から高等学校まで、主に保健の授業において、生活行動が関わって起こる病気の予防や喫煙の健康への影響に関する指導の中で取り扱われていますが、日本人の死亡原因として最も多いがんについては、がんそのものへの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育の更なる充実が必要です。

札幌市においては、このような状況を踏まえたうえで、教育委員会との連携を強化し、がんの専門家やがん患者等の外部講師の派遣、指導事例の普及啓発、教員向け研修の実施など、学校においてがん教育を推進するうえで必要と思われる支援を実施することを求めます。

なお、市内の大学生を対象とした「がん教育」についても、実施に向けた働きかけ等について検討することを求めます。

※注 11 【市民向けアンケート調査】
札幌市が平成 27 年度に実施したがん対策における市民向けの意識調査

3 計画の策定に当たっての留意点

(1) がん患者を含めた市民の視点に立ったがん対策

基本法では、その理念の一つとして「がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること」を掲げています。

札幌市においても、その理念に基づき、がん患者を含めた市民が、がん対策の中心であるとの認識のもと、がん患者を含めた市民の視点に立って計画を策定することを求めます。

(2) 重点施策を定めた総合的ながん対策

札幌市におけるがん対策の分野別施策として掲げた5つの分野のうち、「全体目標」の達成に直接的に作用すると思われる「がん予防」、「早期発見・早期治療」及び「がん患者及びその家族等への支援」の3つの分野を重点施策と位置付け、「がんに関する正しい知識の普及啓発」、「がん教育」については、3つの重点施策を押し上げる基礎的な施策として位置付けることを求めます。

(3) 札幌市の課題に対応したがん対策

札幌市におけるがんに関する現状に基づき、札幌市が抱える課題に対応したがん対策を実施することを求めます。

(4) 指標の設定と進行管理

札幌市のがん対策の推進のためには、適切な進行管理を行うことが不可欠なため、正確な実態を把握できる指標とその目標値を計画において設定することを求めます。

(参考)

(1) がん対策部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

所 属	氏 名
札幌商工会議所 事務局次長・中小企業相談所 所長	相澤 利朗
健康保険組合連合会北海道連合会 常務理事	岩崎 教文
一般社団法人札幌市医師会 地域保健部長	○ 枝村 正人
北星学園大学 文学部 心理・応用コミュニケーション学科 教授	大島 寿美子
独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター 院長	近藤 啓史
札幌市中学校長会保健体育部副部長 (札幌市立藻岩中学校長)	齋藤 昇一
連合北海道札幌地区連合会 副会長	坂本 哲也
JR 札幌病院保健管理部 部長	佐藤 広和
全国健康保険協会 北海道支部 企画総務部保健グループ 統括リーダー	高橋 裕二
北海道大学大学院 医学研究科社会医学講座公衆衛生学分野 教授	◎ 玉腰 暁子
札幌市産業医協議会 会長	中野 洋一郎
独立行政法人国立病院機構 函館病院 消化器科 部長	間部 克裕
南沢地区町内会連合会 会長	山岸 弘
市民公募委員	吉田 裕子

(◎=部会長 ○=副部会長)

(2) がん対策部会開催状況

開催回数	開催日	議事内容
第1回	平成27年10月20日	・札幌市のがんを取り巻く現状 ・札幌市における総合的ながん対策の施策の方向性案 ・市民・事業所向けがん対策アンケート
第2回	平成27年12月15日	・総合的ながん対策の体系案 ・がん対策における分野別施策案
第3回	平成28年2月9日	・がん対策アンケート結果 ・アンケート結果での札幌市の課題 ・今後実施すべき具体策
第4回	平成28年3月15日 (予定)	・がん対策のあり方に関する提言